



2016年2月1日
第579号

1部10円(組合員は組合費に含む)
郵便振替00960-7-117274

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)

発行人 酒井 さとえ

連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

府教委と団体交渉開催！ 松井知事の謝罪文手交！ 労組法上の労働組合として次のステージへ

1月22日、組合は大阪府・大阪府教育委員会から不当労働行為救済命令の謝罪文手交を受けました。

2010年の講師雇用継続団交を府・府教委から拒否されたことから始まった争いは、交渉参加者名簿の不提出を理由に定期交渉拒否にまで及び、組合は府労働委員会、中央労働委員会へと数々の救済申立てを行ってきました。その後、計10件の謝罪文手交命令と、1件の団交応諾命令が府・府教委に下されましたが、それを不服とする府・府教委は、行政訴訟を繰り返し、最高裁まで争いを続けました。

2015年3月31日、最高裁の決定により命令が確定することで、やっと府・府教委は命令履行にうつる姿勢を示してきました。10件にも及び団交拒否を受けた組合が望んだ解決は、府・府教委が「労組法上の労働組合」として教育合同を認めることです。形ばかりの謝罪文の手交ではなく、労組法上の団体交渉を拒否しないという、府・府教委の変化を求めました。そのため、救済命令の一つである団交応諾命令による団交を行うことから、命令履行を進めていくことにしました。

労組法に基づく団交を行うまで
しかしながら、昨年7月2日に開催する予定であったそ



府教委企画課長から謝罪文の手交を受ける酒井執行委員長

の団交は、直前になって、「地公法に付随する形で行ってきた今までの団交と異なる形ではできない」と再び拒否されました。

組合は、府・府教委の依然続く命令不履行を、労組法に基づき検察・裁判所に通知することを労働委員会に要請しました。昨年11月、府労委は府・府教委の命令不履行を認め、大阪地検と大阪地裁に通知を行いました。その結果、府・府教委は再び組合に命令履行を行いたいと申し出たのです。そして協議の結果、組組合と府・府教委は1月22日に団交を開催することになりました。

団交に先立ち、教育委員会教職員企画課長より、この間

の命令、判決が下りたにも関わらず、最高裁決定まで判断を引き延ばした府・府教委の姿勢についても厳しい追及がありました。しかしながら、府・府教委は「組織の判断」という言葉に終始し、6年にも及びこの争いの責任者は誰であったのか、明確にすることはありませんでした。

団交において府・府教委と組合は、今後の労使関係の正常化を確認し合意に至ったため、団交後に救済命令の一部である謝罪文手交へと移りました。

今回の団交の結果を受け、組合と府・府教委は労組法第14条に基づき、労働協約(協定書)の締結を行うことを確認し合いました。締結後に救済命令の残りを履行することで、この間の争いに決着をつける見通しとなりました。

酒井さとえ(執行委員長)



貸金団交
速報

勤勉手当0・1ヶ月(夏季・冬季合計)4月にさかのぼって支給・支給時期は未定

「君が代」減給取消:証人尋問 問題は裁判官だった!?

原告証言で減給処分の不当性を立証

1月25日、大阪地裁809号法廷で『不起立減給処分取消訴訟』の証人尋問が行われ、組合員をはじめ、多くの方々が傍聴支援してくださいました。尋問を通じて、府教委が減給の根拠とした「悪質性」については、かなり否定できました。

まず、二重の職務命令違反として「正門警備の役割を放棄をした」との府教委の主張に対しては、卒業式における役割分担の性格や実態を明らかにし、さらに正門警備に限らず、教育委員会が校長に指示し職務命令を出そうが、現場では例年のごとく役割についても臨機応変に行っていた事実も示しました。

次に、不起立前後の態様、すなわち丸イスをなぜ持って行ったかについて、府教委や校長が原告を卒業式から排除した状況において止むを得ずしたことであり、そもそも排除しようとする方に問題があったことを詳細にその理由・動機・実態を立証しました。

最後に、卒業式の秩序が乱れたか否かについても、写真や動画を通して一切混乱がなかったことを立証しました。

逆に、被告側証人の府教委処分担当者は反対尋問にまともに対応することができませんでした。処分の根拠があいまいであることが明らかになりました。総じて、客観的に見れば原告に理のある証人尋問であったと言えます。

裁判官による結論ありきの尋問

ところが、問題は裁判官にありました。被告代理人の尋問を優に超える時間を費やして、請求棄却という結論を念頭におき、それに適した言質を取ろうする尋問ぶりはあまりにもあからさまで原告代理人が抗議するほどでした。

次回弁論は4月11日10時からと決まりました。通常なら最終弁論結審となるのですが、検察官もどきのあまりに酷い裁判官の尋問について、対抗措置も考えているところです。裁判所の結論にかかわらず、今後も「君が代」強制に対しては異議申し立てを続けていくつもりですので、ご支援と連帯をよろしく願います。

「戦争のための教育は許さない！」

2・11集会にご参加を！

こんな酷い時代を諦めるわけにはいかないのが教育労働者であり教育労働組合ではないでしょうか。「戦争は教室から始まる」今着々とその準備を進めつつある権力者に抗し、私たちの思想と文化を創造しネットワークを広げましょう。下記2・11集会に是非ご参加をお願いします！

本部執行委員(高校支部)の増田俊道さんもパネルディスカッションに参加します。

戦争のための教育は許さない！
2・11集会
 2月11日(木) 開場1時・開会1時半
 大阪市立港区民センター
 (JR・地下鉄弁天町駅下車徒歩10分)
 資料代:700円

辻谷博子(高校支部)

文化おちこち (157)

パリ訪問記

~COP21と非常事態宣言~

【第2回】



SUD-PTTパリ支部の専従ケランさん

テロ襲撃事件を受けて出された非常事態宣言について、フランスの労組活動家がどう考えているのか知りたいと思ひ、SUD-PTT(郵便労働者の独立系労組、SUDの連合組織であるソリダールには20万人の組合員がいる)を訪問しました。

パリ支部の専従で労働相談担当のケランさんにインタビュー。彼によれば、世論や人々の反応は少々複雑だそうです。

「テロの翌日は、圧倒的多数の人々が非常事態宣言に納得していた。3か月間の延長に際しても、緑の党の一部、社会党からの造反など8人が反対しただけで、共産党も賛成した。しかし、デモ禁止など政治的社会的自由を制限し続けることに対して、労組は、CGT・SUDなど異議を唱えている。裁判官や弁護士の団体、人権団体などがこれを支持し、一般市民も考え始めている。しかし、多国籍企業所有の右寄り民放テレビ・新聞を見ている人たちの多くは、今なお非常事態は全く当然で問題ないと確信している」

活動の合間に、パリ・コミュニケーションの「聖地」を訪問しました。コミュニケーション敗北の日(1871年5月28日)、最後まで墓地に立てこもって抵抗を続けた147人が倒れた場所です。壁には記念プレートが嵌め込まれ、今でも訪れる人が絶えないのか、花束が置かれていました。(続く) 寺本勉(高校支部)

大阪経済大学 不当労働行為救済申立へ!

大阪経済大学に勤務してきた外国人准教授が、定年後、特任教員として継続雇用されなかったことを不服とし、2014年12月から団交を重ねてきました。通常、本人が希望すれば、67歳で定年後、70歳まで継続雇用されているにもかかわらず、組合員だけ拒否された背景には、長年に渡る外国人差別と

組合員差別の問題が根底にあります。かつてより大阪経済大学と組合は数々の労働争議を経験してきましたが、今回も団交での解決に至らず昨年12月25日、府労委に不当労働行為救済申立を行いました。大阪経済大学の度重なる不当労働行為に、今度こそ終止符を打つ時です。 大樽裕子(副執行委員長)

当面の日程

2月5日(金) 18時半~ エルおおさか1023 定期交渉

最大結集をお願いします!!

2月8日(月) 13時半~ 大阪地裁809号法廷 郵政労契法20条裁判 第7回口頭弁論(口頭弁論終了後、報告集会)近畿支社前集会(14時半~)

2月10日(水) 18時半~ エルおおさか南館ホール

おおさかユニオンネットワーク春闘決起集会

講演「支配と収奪に抗うために」首都圏青年ユニオン執行委員長・神部紅さん

2月11日(木)13時半 港区民センター

「戦争のための教育は許さない!!2・11集会」資料代700円

2月20日(土)13時~21日(日)12時 PLP会館 西日本春闘討論集会



「一億総」シ
 リーズに新作
 「一億(総)玉砕」

= 太平洋戦争中の本土決戦の覚悟 「一億総懺悔」= 先の覚悟

を全うできず敗戦したことへの天皇への詫び 「一億総中流」= 先の大戦の戦争責任を忘却した経済至上主義 「一億総活躍」なるものは、この延長上にある